



Nagasaki

コスモス

行政書士会報 No.189



長崎市平和会館

長崎市歴史民俗資料館

長崎市野口彌太郎記念美術館

長崎市平和会館
長崎市歴史民俗資料館
長崎市野口彌太郎記念美術館



長崎県行政書士会

掲載内容

ご挨拶

…… 1

| | | |
|------------|-----|------|
| 長崎県知事 | | 大石賢吾 |
| 日本行政書士会連合会 | 会長 | 常住豊 |
| 長崎県行政書士会 | 会長 | 山脇正隆 |
| 長崎県行政書士会 | 副会長 | 大宅和子 |
| 長崎県行政書士会 | 副会長 | 青山周広 |

トピックス

…… 8

| | | | |
|-----|-------|------|-----------------------------------|
| 5月 | 令和5年度 | 第64回 | 長崎県行政書士会定時総会 |
| 11月 | 令和5年度 | | 行政書士試験結果 |
| 12月 | | | 基礎研修会 |
| 1月 | | | 新人研修会 |
| 2月 | | | 日行連デジタル推進本部と九州地方協議会デジタル担当者との意見交換会 |

法令改正・通知事項

…… 17

- ・出張者本人確認通知資料
- ・令和6年度建設業許可申請等にかかる受付窓口変更等のお知らせ
- ・スタートアップ支援「定款作成支援ツール」の運用開始について

行政書士制度広報月間・行政書士記念日

…… 22

令和5年度行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼
 令和5年度行政書士制度広報月間 PR 活動報告書
 長崎新聞に当会の広告を出稿しました

理事会・支部長会の動き

…… 27

スナップショット「道の駅 夕陽が丘そとめ」「遠藤周作文学館」編

…… 28

Pick up! 支部活動

…… 30

新入会員のご挨拶

…… 32

会員異動

…… 35

事務局からのお知らせとお願い

…… 39

編集後記

…… 40

長崎県行政書士会

E-mail : info@gyosei-nagasaki.com HP : <https://gyosei-nagasaki.com>

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



令和6年 新年知事あいさつ

長崎県知事 大石 賢 吾

新年明けましておめでとうございます。

県民の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが変更され、社会経済活動の正常化に伴い、様々な交流が促進された年でありました。

9月に開業1周年を迎えた西九州新幹線は、多くの方にご利用いただくとともに、駅周辺の再開発など沿線市のまちの佇まいも大きく変わり、県内に新たな賑わいをもたらしております。

また、「長崎ヴェルカ」が見事にB1昇格を達成され、多くのブースターの皆様にも県内外から応援にお越しいただいております。

さらに、海外との交流におきましても、5月のG7長崎保健大臣会合以降、国内外における本県の知名度が向上する中、私も8月にベトナムを訪問し、本県への人材支援を一層進めることを確認するなど、各国・地域との協力関係を強化することができました。今後とも、本県との交流がある国々の政府要人や経済界の方々と意見交換を行い、交流促進に取り組んでまいります。

県では、県民の皆様が本県に誇りや未来への期待感を持ち、本県が国内外に存在感を示していけるよう、「未来大国」をコンセプトとするビジョンの策定を進めております。ビジョンにおいては、重点的に取り組む分野ごとに、概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた施策の方向性などをお示しすることとしており、県民の皆様と一緒に、選ばれる「新しい長崎県」を目指してまいります。

そのため本年は、ビジョン実現に向けた部局横断・融合的な取組を強力に推進するとともに、様々な立場の方々に共感をいただきながら、県政にも積極的にご参画していただいたうえで、各分野の施策の有機的な連携を図り、相乗効果を発揮させてまいります。

こうした基本的な考え方に基づき、重点的取組の旗印として、まず以下の分野において、従来の事業の枠を超えて複数の部局が連携・融合して1つの事業を構築し、市町や民間等と一緒にありたい姿の実現に取り組む、新たな施策展開を図ってまいります。

「こども」分野において、子どもたちがあつたらいいなと思う、子どもが主役の居場所づくりの実現に向け、本年は地域や関係団体など多様な主体が連携し、分野横断的に取り組むための推進体制を構築してまいります。

次に「交流」分野においては、本県がアニメや小説、お酒や釣りなど、様々な分野における「聖地」として国内外から多くの観光客に訪れていただくことを目指し、本年は多様な分野におけるマニア向けの情報発信や受入環境の整備を関係部局が一体となって取り組む体制を構築してまいります。

「イノベーション」分野については、本県が全国を代表するドローン活用の先進地となることを目指し、本年は第一歩として、各産業におけるドローン活用フィールドの創出とオペレーターの育成を図るためのプラットフォームの設立等に力を注いでまいります。

「食」の分野においては、県内外の方々の長崎の食への期待値や満足感の向上につなげていくため、本年はまず、市町や民間団体等と連携して、長崎のおいしい食を買える・味わえる場所の創出に力を注いでまいります。

これらの事業に先行して取り組み、検証を行いながら、事業を進化させるとともに、今後、連携する分野のさらなる拡大にもつなげてまいりたいと考えております。

また、「新しい長崎県づくり」を推進していくためには、ビジョン実現に向けた各分野の施策を共通の視点で下支えする取組が重要であると認識しております。そのため、今年度設置した秘書・広報戦略部を中心として、本県の総合的なイメージ向上につながるブランディングや情報発信に取り組んでまいります。

今後、県内では大きなイベントも予定されています。本年7月、全国高等学校総合体育大会が本県を含めた北部九州4県で開催され、9月には、国内唯一のシニア世代の総合スポーツ大会「日本スポーツマスターズ2024長崎大会」が県内10市町を会場に開催される予定です。

さらに、来年9月には、「ながさきピース文化祭2025」（第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭）が本県で開催されます。今後一層の機運醸成と情報発信に努め、市町や関係団体と一体となって、開催に向けた準備を進めてまいります。

社会全体のデジタル化など、時代は目まぐるしく変化しております。私は、こうした変革の機会をチャンスと捉えており、何事にも積極的に挑戦していくことが重要と考えております。

また、昨今、山積する課題が注目を集める傾向にありますが、本県の持つ多くの可能性に目を向けることも重要です。

ビジョンに示す「未来大国」のコンセプトは、明るい未来に向け県民の皆様と一緒に進んでいこうという思いを込めています。ぜひ、一緒に未来に向けて踏み出していきましょう。

結びに、本年が皆様にとりまして、輝かしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



令和6年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会 会長 常 住 豊

令和6年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

長崎県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃から日行連の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、各地域において住民や行政機関からの期待に応え、行政書士制度発展のために日々御尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は長期化し、また、地震や豪雨、大規模な山火事などの自然災害が各地で発生するなど、様々な課題が継続しました。一方、3年以上にわたり社会を混乱させ続けた新型コロナウイルス感染症の大流行はようやく収束に向かい、再び人流も活発化するなど、明るい兆しも感じられた一年でした。私たちを取り巻く状況は激しく変化しますが、行政書士として地域の皆様に寄り添う姿勢は常に忘れず、身近な街の法律家としての責務をしっかりと果たしていかなければならないことは、決して変わるものではありません。日行連としても引き続き、国民により頼りにされる行政書士制度とすべく、本年も様々な施策に取り組んでまいります。

日行連の活動の最重要テーマは、「デジタル時代における行政書士制度の確立」です。その大きなベースになるのは、令和5年9月1日にデジタル庁と締結した連携協定です。これは、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現のために必要な事業の企画・実施に関して、日行連とデジタル庁が相互に協力して推進することを約束したものであるとともに、今後の行政手続のオンライン化・デジタル化における行政書士への期待、そして私たちの責務を表したものでもあります。日行連は、この協定を更なる弾みとして、永年にわたり行政手続に携わり積み上げた行政書士の知見を生かし、様々な提言を行うとともに、デジタル社会の実現に向けた行政書士の更なる活用を求めてまいります。

また、そのようなデジタル社会の基盤構築の一つとして、昨年度も実施したマイナンバーカードの代理申請手続事業にも改めて取り組みます。昨年度とは仕組みを変え、各单位会と地元自治体での連携により進めていただくものとなりますので、会員の皆様も含め地域一丸となって、積極的に御協力いただきますようお願い申し上げます。

そして、今、日行連として最も大きな目標として掲げているのは、デジタル社会に機能する行政書士法の改正です。デジタル社会における行政手続においては、従来の事前審査から事後調査に重点がシフトすることが予測されます。その想定の下、新時代の行政手続にしっかりと対応できる行政書士制度とするべく、学識経験者や総務省と連携しながら法改正を推進してまいります。

私は日頃より、行政書士という資格者は、国民の皆様が不安や困りごとに直面したとき、真っ先に「そうだ、行政書士に相談しよう！」と想起していただけるような存在になるべきだと考えています。社会がどのように変化しても、私たちは常に国民に寄り添い、国民から必要とされる存在となるべく、努力を続けなければなりません。今後も会員の皆様と共に研鑽に励み、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、引き続き御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、この新しい年が平和で、長崎県行政書士会及び会員の皆様にとりまして、実り豊かな、そして益々の飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新時代に行政書士力を合わせて

長崎県行政書士会 会長 山 脇 正 隆

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、日頃より、本会の運営に対して、多大なるご理解ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

行政書士は、

行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

(行政書士法第1条)

行政書士は、国家の様々な施策を国民・事業者が十二分に権利利益を享受できるようにサポートすることが大きな使命であります。

行政書士制度誕生以来、令和の時代の今日に至るまで、これまでの社会の変革に伴い様々な法整備がなされ、国民事業者の生業も大きく発展し、その諸手続の方法も電子申請社会へと大きく進化を遂げてまいりました。

今、私たち行政書士は、一国家資格者として、かつ、一事業者として、今、一行政書士として、何ができるのか。何をなすべきか。

今に生きる行政書士として、何ができるのでしょうか。

私は、国民・事業者の皆様が様々な生業の中で、いつも寄り添いサポートできるのは、身近な街の法律家である行政書士であると思っています。

これまで行政書士の皆さんは、様々な業務分野で力強く国民事業者の皆様をサポートしておられます。

その業務分野は、国民事業者の生業の細部までに至り、自国民のみならず諸外国からの出入国者へのサポートまでに及んでおります。

行政書士は、現代社会の諸問題についても、しばしば遭遇し、種々解決に取り組み、行政書士は、様々なキャリアを持つ即戦力の国家資格者です。

今に生きる行政書士が、この多くの素養を一致して、今、社会に対して、どう動いていくのかが問われております。

『知行合一』今こそ、行政書士力を世に前面に出す時であります。

一人の行政書士では、僅かなことしかできません。

行政書士の総合力で、これからの時代に積極的に発信してまいりましょう。

身近な街の法律家としての力を存分に発揮し、IT 社会がどんどん進化しようとも、日本国中いや世界中がどのような社会に発展・進化したとしても、行政書士は、身近な街の法律家としてその職責を果たし、大きく未来に向かって切り拓いて行かなければなりません。

皆様と共に、更なる情報共有とその目標の具現化に向け協働し**行政書士力**をステップアップさせて参りましょう。

皆様におかれましては、本会に対しまして、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を頂きますようお願い致します。



ご挨拶

長崎県行政書士会 副会長 大宅 和子

本年の総会で副会長に選任された、佐世保支部の大宅と申します。微力ながら会務運営の役に立てよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

冒頭に、先の能登半島地震で犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、今なお避難生活を余儀なくされている方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、3年に及んだ感染対策が大幅に軽減され、従前の生活が戻ってまいりました。社会生活も「行きたいところに行き、会いたいときに会える」日常となりました。コロナ禍の生活は不便で困難なことが多く起きた一方、デジタル化の急速な浸透など便利な出来事もありました。

例えば、これまで「顔を突き合わせる」ことが半ば常識とされていた会議や、学校の授業、さらに飲み会までもが、動画通信アプリの浸透により、誰でも通信環境さえあれば「行かなくても」一定の用途を満たすことができるようになりました。オンライン会議の定着は、離島や半島地域が多い当県などでは特に有益で、本会も今後ますます活用が増えると思われまます。

他方、デジタル化の浸透は便利さと引き換えに、成りすましや情報漏洩等の犯罪が増えるリスクも内包しています。電子申請に限らず、窓口での対面手続きにおいても、出頭者の本人確認、申請者の意思確認をいかにして徹底するかが改めて課題とされています。

私たちはコロナ禍を経て「顔を突き合わせる」ことの大事さを再認識しました。しかしながら再び「会議は一堂に会することが常識」とされる世の中には戻りません。いまは「タイムパフォーマンス」が重要な時代ともいわれていますし、様々な弊害を生じながらも、デジタル化は今後も進んでいくことでしょう。

特に災害が多発する現代では、被災者支援にもデジタルツールが欠かせないことが多く報告されています。九州も先の熊本地震をはじめ、多数の災害に見舞われていることから、必要なときに役立てられるデジタルスキルを備えることの重要性を改めて感じます。

私たち行政書士も、時代に対応しながら市民と行政を繋ぐ役を担えるよう、一層の研鑽に努めたいものです。

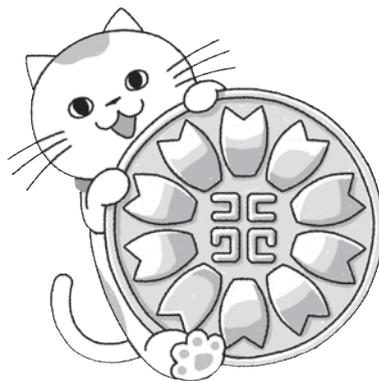


就任のご挨拶

長崎県行政書士会 副会長 青 山 周 広

時下益々ご清祥のことと御悦び申し上げます。今期及び来期の副会長に選任頂きました。

行政書士の役割はより一層専門化・多角化し、社会から私たちに求められる期待は高まっているものと考えます。会員の皆様が実務を通じた社会貢献活動の機会を更に獲得できますよう、また、同業者団体として会員の皆様が協力して会の運営にご参画頂ける体制づくりができますよう、会務にまい進させていただきます。何卒宜しくお願い申し上げます。



令和5年度 第64回 長崎県行政書士会定時総会のご報告



日 時：令和5年5月27日（土）13時30分～15時30分
 場 所：長崎市平和会館ホール 長崎県長崎市平野町7-8
 司 会：松岡いずみ 会員
 議 長：田口 一信 会員

令和5年5月27日、令和5年度第64回定時総会が開催された。前回開催に続き、コロナ禍に伴う欠席者が目立ち、委任状出席者が多数を占めた。開会に先立ち、昨年度中にご逝去された物故会員のご冥福を祈り黙祷がささげられた。その後、弓削副会長の開会宣言により本総会の幕開けとなった。

令和5年度 第64回 長崎県行政書士会定時総会 次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 表 彰
4. 来賓紹介
5. 来賓祝辞
6. 祝電・メッセージ
7. 物故会員及び物故者へ黙祷
8. 新入会員の紹介
9. 議長選出
10. 議長挨拶
11. 議事録署名人指名並びに議事録作成人委嘱
12. 議案審議
 - 第1号議案 令和4年度会務及び事業報告の承認について
 - 第2号議案 令和4年度決算報告の承認について
 - (1) 決算報告
 - (2) 監査報告
 - 第3号議案 令和5年度事業計画（案）の承認について
 - 第4号議案 令和5年度予算（案）の承認について
 - 第5号議案 役員改正
13. 議長任了の挨拶
14. 閉会の辞

■ 会長挨拶

山脇正隆会長は、会員に深く一礼し、開会に際し本年の長崎県行政書士会定時総会の開催に感謝の言葉を述べられた。



■ 表彰

• 永年功績表彰（30年以上）

梅枝眞一郎会員、上村真木会員、川浪茂文会員、藤本英夫会員
松江鉄雄会員、山中幸二会員、以上6名

• 役員功績表彰（10年以上）

廣田賢次会員 以上1名

• 役員功績表彰（5年以上）

弓削和徳会員、南忠明会員、白倉容代会員、伯川光子会員、
榊屋可恵会員 以上5名



■ 来賓紹介

- 長崎県知事代理 総務部総務文書課長 鳥谷寿彦様
長崎市長 鈴木史朗様

■ 来賓祝辞

- 長崎県知事代理 総務部総務文書課長 鳥谷寿彦様
長崎市長 鈴木史朗様



■ 祝電・メッセージ

日本行政書士会連合会 会長 常住豊様

長崎県知事 大石賢吾様

参議院議員 山本啓介様

一般財団法人建設業情報管理センター 西日本支部長 大久保達彦様

株式会社ワイズ 代表取締役社長 福澤直樹様

■ 物故会員及び物故者へ黙祷

■ 新入会員の紹介

柿田総務部長より新入会員の読み上げ、出席した新人会員より挨拶があった。



■ 総会成立宣言

総会員数410名中出席者61名、委任状提出者205名の計266名。

本会会則第40条の規定により、総会構成員総数の2分の1以上の会員の出席であり、本総会が有効に成立することが柿田総務部長から宣言された。

■ 議長選出・議長挨拶

議長選出についての発議があり、出席会員より「執行部一任」との意見を受けて、田口一信会員（大村東彼支部）が指名、承認され登壇して就任の挨拶を述べた。

■ 議事録署名人・議事録作成人

議事録署名人に井浦普会員（長崎支部）と浦川栄一会員（佐世保支部）、議事録作成人に林田孝行会員（大村東彼支部）、渡邊卓会員（諫早支部）が指名され委嘱された。



■ 議案審議

本総会では、次の5議案について審議された。第1号、第2号議案について、会長から主な事項について説明が行われた。監査報告については白倉監事より適正に処理されていることの報告が行われた。第3号議案について執行部に説明を求め、その中で会長より、事務所移転委員会が先の理事会で廃止されたことや事務局運営適正化委員会の発足についても取り上げた。第4号議案について、会長より、説明冒頭に、従来の公益法人会計における計上のやり方と、これまでの長崎県行政書士会のやり方が少し異なっていたため、日行連の経理と相談し、今年度収入により同支出を賄う計上のやり方に変更したことも説明した。

第3号並びに第4号議案について事前に提出されている質問への説明を執行部へ求めた。

第5号議案「役員を選任について」

長崎県行政書士会会則第30条及び長崎県行政書士会役員選任規則の各条項に基づいて、会長1人、副会長3人以内、理事12人以内、監事3人以内の選任を行う。

龍田選挙管理委員長より会長選挙結果の報告が行われた。

山脇正隆新会長より会長就任承諾の挨拶が行われた。

役員選考委員により別室にて新役員を選考を行う。

田口議長より選考結果の報告が行われた。

会長選挙及び副会長・理事・監事の選考結果は以下のとおり（敬称略）

会長選挙結果（立候補者1名のため無投票）

当 選 山脇 正隆 佐世保支部

副会長・理事・監事選考結果

| | | |
|-----|-------|--------|
| 副会長 | 弓削 和徳 | 長崎支部 |
| 副会長 | 大宅 和子 | 佐世保支部 |
| 副会長 | 青山 周広 | 長崎支部 |
| 理 事 | 川島 孝紀 | 長崎支部 |
| 理 事 | 山村 健志 | 諫早支部 |
| 理 事 | 原田 久也 | 島原支部 |
| 理 事 | 川添 亨 | 大村東彼支部 |

| | | |
|----|-------|-------|
| 理事 | 浦川 栄一 | 佐世保支部 |
| 理事 | 榊屋 可恵 | 北松支部 |
| 理事 | 橋口 高秀 | 五島支部 |
| 理事 | 山内 満 | 壱岐支部 |
| 理事 | 城崎 喜信 | 対馬支部 |
| 理事 | 龍田 崇 | 諫早支部 |
| 理事 | 松岡いずみ | 長崎支部 |
| 理事 | 鶴田 隼人 | 長崎支部 |
| 監事 | 多々川慎二 | 長崎支部 |
| 監事 | 松下 英爾 | 鳥原支部 |

第1号議案から第5号議案は挙手多数により原案通り承認可決された

- 第1号議案 令和4年度会務及び事業報告の承認について
- 第2号議案 令和4年度決算報告の承認について
- 第3号議案 令和5年度事業計画（案）の承認について
- 第4号議案 令和5年度予算（案）の承認について
- 第5号議案 役員改正



■ 質疑応答

※紙面の都合により、質疑応答の内容は掲載しておりません。記事詳細につきましては本会事務局で「議事録」を閲覧することができます。

～ スナップショット ～



第64回 長崎県行政書士会定時総会 質問一覧

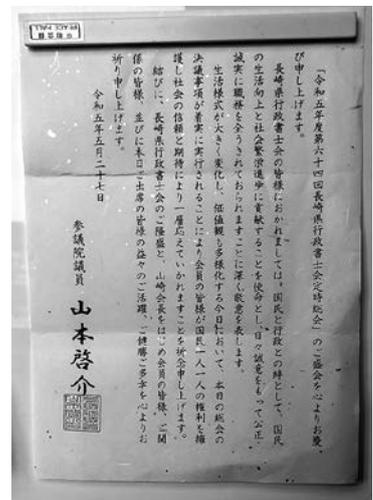
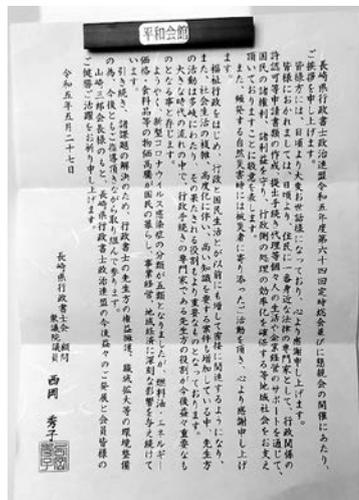
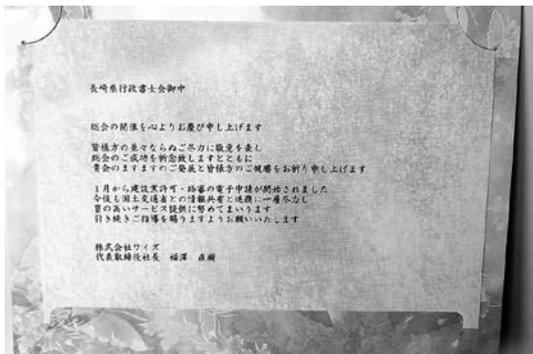
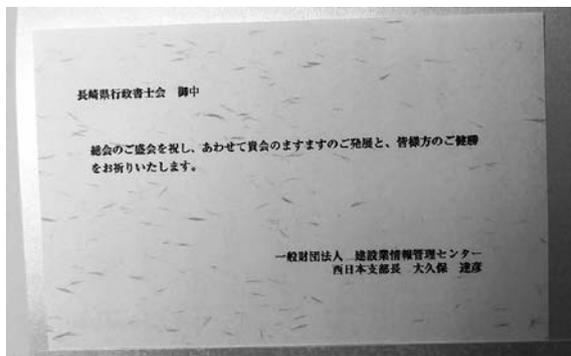
(敬称略)

| | 議案 | 質問書 | 質問表題 |
|---|-------|-------|-------------------|
| 1 | 第3号議案 | 川島 孝紀 | 事務局の混乱につきまして |
| 2 | 第4号議案 | 李 泳勲 | (要望) 総会資料の電子化について |
| 3 | 第4号議案 | 小原 良人 | 事務局運営適正化委員会について |
| 4 | 第4号議案 | 林田 育三 | 一般管理費の事務所費に関して |
| 5 | 第4号議案 | 大場 浩 | 事務局の看板設置について |

〈注 記〉

この記事は議事録ではありません。
議事録は事務局で閲覧することができます。

祝辞・祝電のご紹介



令和5年度 行政書士試験結果

令和5年度の行政書士試験が令和5年11月12日（日）全国の各会場で実施されました。

長崎会場においては新型コロナウイルスの影響及び受験生の便宜を考慮した結果「長崎県勤労福祉会館」及び「長崎県立諫早技能会館」の2会場において対応いたしました。

当日は秋晴れの中、コロナ対応も解除されており、以前の状況にほぼ戻ったことを感じました。

各会場責任者を中心としてスタッフ一丸で取り組み、本年も大きな混乱なく無事終了しました。

| | |
|----------|---------------------|
| 全国受験申込者数 | 59,460名 |
| 受験者数 | 46,991名（受験率 79.02%） |
| 合格者数 | 6,571名（合格率 13.98%） |

| | |
|-----------|-----------------|
| 長崎県受験申込者数 | 315名 |
| 受験者数 | 252名（受験率 80%） |
| 合格者数 | 28名（合格率 11.11%） |

（内訳）長崎県勤労福祉会館

| | |
|--------|------------------|
| 受験申込者数 | 196名 |
| 受験者数 | 155名（受験率 79.08%） |
| 合格者数 | 21名（合格率 13.55%） |

（内訳）長崎県立諫早技能会館

| | |
|--------|-----------------|
| 受験申込者数 | 119名 |
| 受験者数 | 97名（受験率 81.51%） |
| 合格者数 | 7名（合格率 7.22%） |



基礎研修会（業務指導部）

日 時：令和5年12月1日（金）

場 所：新興善メモリアルホール（長崎市立図書館横）

内 容：① 1. 中小企業経営強化法の概要

2. 法で規定されている経営革新・経営力向上・先端設備導入・事業継続力強化の制度概要

3. 2のうち経営力向上計画・事業継続力強化計画の2制度の説明

（講師：九州経済産業局 産業部 経営力向上室経済産業事務官 野見山明様）

② 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について

（講師：（一財）建設業情報管理センター 西日本支部次長 田中京子様）



新人研修会（総務部）

日 時：令和6年1月27日（土）

場 所：中地区公民館（大村市）

内 容：①コンプライアンスについて 講師 龍田 崇 総務部長

②事務所経営について 講師 弓削 和徳 副会長

③相続業務について 講師 宮本 秀樹 監事



日行連デジタル推進本部と九州地方協議会デジタル担当者との意見交換会

日 時：令和6年2月3日

参加者：日行連デジタル推進本部 関谷本部長、九地協のデジタル担当者

能登半島地震の復興において、デジタル技術を駆使することにより遠隔地での効率的な手続きや情報共有が可能となり、被災地支援に寄与できることが改めて認識されました。日行連ではこれを行政書士の義務と使命であると考え、デジタルスキルの向上が必須と推進されております。

日行連より参考資料（会員に求められるデジタルリテラシー）を頂きましたので、ご確認ください。会員の皆様には、デジタル技術を日常業務のみならず災害時等にも有効なスキルとして取り入れたり、考え方を柔軟に持たれたりすることをお願いしたいところです。

「長崎は災害が少ない（から大丈夫）」という声もよく聞きますが、災害は突然起こります。日頃意識をしているか否かでいざというときの災害対応力（地域社会の復興力）が大きく変わります。

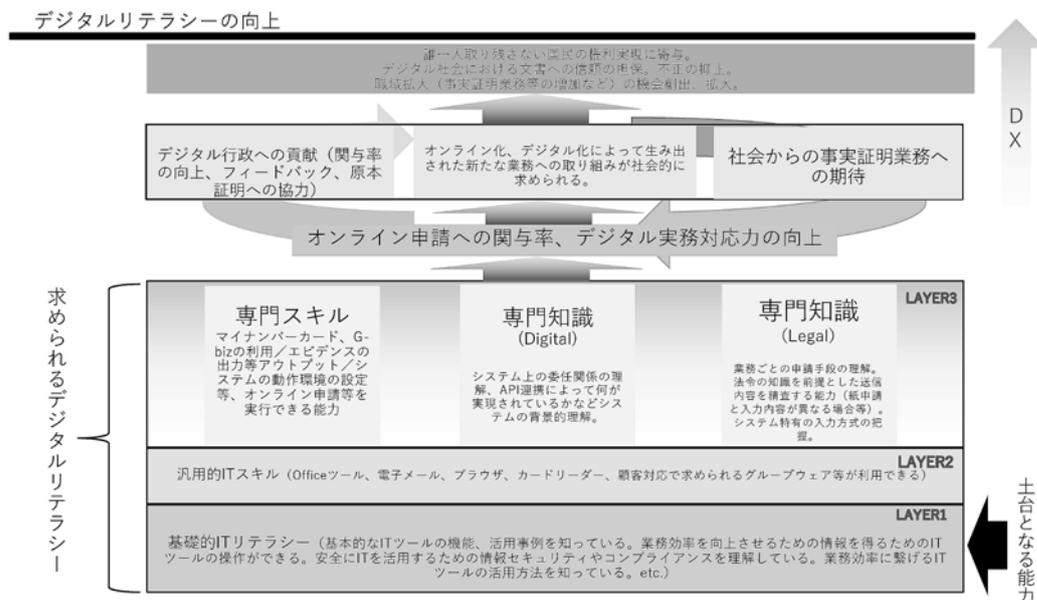
また、電子申請が進行するにあたり、非行政書士が「なりすまし」をしやすくなっている環境はご承知の通りです。事業再構築補助金の代理申請でも話題に上がりました。日行連としては「申請者本人」と「行政書士」が「g B i z」により委任関係を結ぶ仕組み（現時点ではIPアドレスで把握）を多くの申請窓口を広げること、および「g B i z」の中で我々のご相談者が安心して、さらに簡便に委任関係が結べるように尽力されておりました。

並行して我々自身も、デジタルスキル向上の重要性を再度ご理解頂き、行動に起こして頂けると、会務の運営もより効率的になり、本会が提供できるツールや情報を増やしたり、内容を充実させたりすることができるようになるのではないかと考えております。

それがひいては、長崎の市民、事業者様の発展につながると確信しております。

もちろん、デジタル至上主義を掲げているわけではないことも合わせてご理解頂き、専門職としての倫理を持ちながら変化にも柔軟に対応したいと考えています。

まずは、事務局内、本会の中のデジタル化を進めて参ります。



出典：日行連デジタル推進部資料

R06-01090-05779

令和6年1月26日

議会事務局総務課長 様
交通局管理部長 様
教育庁教育政策課長 様
警察本部警務部監察課長 様
選挙管理委員会書記長 様
監査事務局監査課長 様
人事委員会事務局職員課長 様
労働委員会事務局調整審査課長 様

総務部総務文書課長
(公印省略)

行政手続における受付窓口での本人確認について（依頼）

今般、長崎県行政書士会から、行政手続における受付窓口での出頭者の本人確認の徹底について別添のとおり要望がありました。

長崎県行政書士会は、行政書士の指導・連絡等を行う団体であり、行政書士は、官公署に提出する書類等の作成、これらを官公署に提出する手続について代理すること等を業とし、各種書類の作成等を通じ県民の利便性向上や行政手続の安定に貢献されています。

申請等の各種行政手続について、本人確認を行うことは、架空名義や成りすまし等の不正な申請等を防止するために必要であります。

一方、本人確認を求めることで、申請等の各種行政手続を行う者の負担が大きくなることが想定されます。さらに、法令や通知等により本人確認の義務付けについて根拠が明確ではない場合は、本人確認の実施は難しいと考えられます。

つきましては、以上のことに鑑みて、下記により申請等の行政手続における受付窓口での本人確認について適切に対応いただくようお願いいたします。

R06-01090-05779

令和6年1月26日

各課（室・センター）長 様
各振興局各課長 様
その他地方機関各課長 様

総務部総務文書課長
（公印省略）

行政手続における受付窓口での本人確認について（依頼）

今般、長崎県行政書士会から、行政手続における受付窓口での出頭者の本人確認の徹底について別添のとおり要望がありました。

長崎県行政書士会は、行政書士の指導・連絡等を行う団体であり、行政書士は、官公署に提出する書類等の作成、これらを官公署に提出する手続について代理すること等を業とし、各種書類の作成等を通じ県民の利便性向上や行政手続の安定に貢献されています。

申請等の各種行政手続について、本人確認を行うことは、架空名義や成りすまし等の不正な申請等を防止するために必要であります。

一方、本人確認を求めることで、申請等の各種行政手続を行う者の負担が大きくなることが想定されます。さらに、法令や通知等により本人確認の義務付けについて根拠が明確ではない場合は、本人確認の実施は難しいと考えられます。

つきましては、以上のことに鑑みて、下記により申請等の行政手続における受付窓口での本人確認について適切に対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 法令、通知等で、申請等の行政手続の窓口で本人確認を義務付けているものについては、遺漏なく本人確認を行うこと。
- 2 法令、通知等で義務付けられていないが、申請等の行政手続の窓口で本人確認を怠ると、県民の権利・財産を侵害するような手続については、必要に応じて法令又は通知等により義務付けの根拠を規定したうえで、本人確認を行うこと。

総務文書課 法制・公益法人班
担当 萩田（内線 2114）
E-mail : m-hagita@pref.nagasaki.lg.jp

事務連絡
令和6年1月12日

長崎県知事建設業許可業者 様

長崎県土木部監理課

令和6年度建設業許可申請等にかかる受付窓口変更等のお知らせ

平素より本県の土木行政にご理解ご協力賜り、感謝申し上げます。

令和5年1月10日から建設業許可及び経営事項審査の電子申請システムでの申請が開始され、紙申請については本店営業所所在地を管轄する各振興局、支所、土木維持管理事務所で窓口対応を行っておりますが、令和6年4月1日以降は原則電子での申請となるため、下記のとおり申請等（相談含む）の窓口の変更を行いますのでお知らせします。

詳しくは長崎県土木部監理課建設業指導班ホームページをご確認ください。

1. 窓口変更

①建設業許可申請（変更届含む）※

| 現行 | 令和6年4月1日～ |
|----------------------------|--|
| ・各振興局 ・支所 ・土木維持管理事務所 | 【原則】電子申請（JCIP） 【紙申請】長崎県土木部監理課へ郵送（持込可） |

②建設業許可証明書発行・経営事項審査結果通知書（原本証明）発行

| 現行 | 令和6年2月1日～ 令和6年3月31日 | 令和6年4月1日～ |
|----|--------------------------------------|--|
| | ・各振興局 ・支所 ・土木維持管理事務所 ・県庁監理課 | ・各振興局 ・支所 ・土木維持管理事務所 ・県庁監理課 ・電子申請（長崎県電子申請システム） |

2. 長崎振興局での建設業許可ファイルの閲覧について

令和6年4月1日以降は長崎振興局（長崎市大橋町11-1）での長崎管内の業者の建設業許可ファイルの閲覧はできません。県庁6階の土木部監理課の窓口で対応します。

3. その他

紙申請による提出部数など詳しい内容については、ホームページに掲載している建設業許可の手引き（令和6年1月版）や「窓口変更Q&A」でご確認ください。



お知らせ

スタートアップ支援「定款作成支援ツール」の運用開始について

この度、日本公証人連合会（以下「日公連」という。）において、スタートアップ起業者の支援の観点から、小規模でシンプルな形態の株式会社についてデジタルを用いてスピーディーに設立したいといったニーズに応えるべく、利便性に配慮した「定款作成支援ツール」を法務省関与のもと作成し日公連ホームページに公開したとの情報提供がありました。

そして、令和6年1月10日から、この「定款作成支援ツール」を使用して公証人の定款認証を受ける場合には、原則48時間以内に定款認証手続きを完了させる試行運用を、東京都内、福岡県内の公証役場において開始することと周知依頼がありました。

なお、「定款作成支援ツール」については全国でご使用いただけます。この取組は、スタートアップ起業者の方をはじめ、行政書士の業務上においても大変簡便な制度となっておりますので、是非積極的にご活用ください。

詳細及び留意事項等については、下記URLをご確認ください。

<日本公証人連合会ホームページ>

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/startup.html>

<定款作成支援ツール>

添付のファイルをダウンロードしてご使用ください。なお、定款作成支援ツールのみをご使用の場合と、48時間処理を利用する場合のファイルがありますのでご注意ください。

操作方法： https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page2_000001_00004.pdf

留意点・補足説明： https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page2_000001_00005.pdf

定款認証の48時間処理 利用マニュアル： https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page2_000001_00006.pdf

添付ファイル

↓ [発起人1名用定款作成支援ツール（20240201）.zip](#)

↓ [発起人3名以下用定款作成支援ツール（20240201）.zip](#)

↓ [【48時間処理用】発起人1名用定款作成支援ツール（20240201）.zip](#)

↓ [【48時間処理用】発起人3名以下用定款作成支援ツール（20240201）.zip](#)

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日 ◆

令和5年度 行政書士制度広報月間 各関係部署への挨拶と依頼

令和5年10月26日

出席者

山脇会長 弓削・青山副会長 川添監察部部長 榊屋業務指導部部長 鶴田企画広報部部長
行政書士制度広報月間に伴い、10月26日、9時30分に長崎県庁ロビーに集合し、長崎県の許認可を司る主要関係部署6箇所及び長崎市役所へ挨拶、行政書士制度の広報、非行政書士排除などの監察活動を行いました。

● 長崎県土木部監理課 吉田様、鳥越様



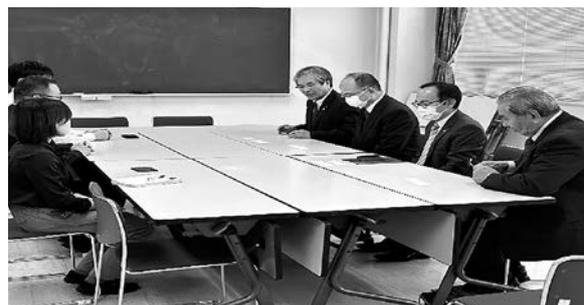
● 長崎県県民生活環境部資源循環推進課 寺崎様、尾崎様



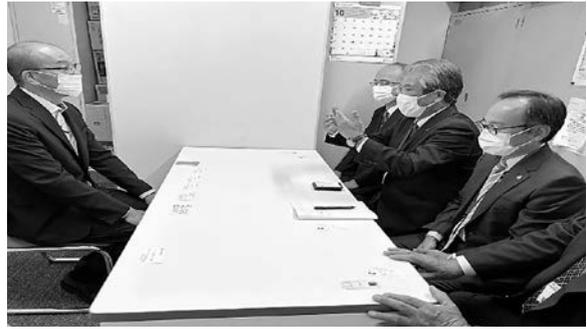
● 長崎県農林部農山村振興課 大石様、大塚様、五島様



● 国土交通省九州運輸局長崎運輸支局 平野様、中山様、久末様



● 長崎県警察本部生活安全部生活環境課 朝末様



● 福岡出入国在留管理局長崎出張所 大城様



● 長崎市役所 鈴木様、中嶋様



- 【活動内容】**
- 行政書士制度広報月間周知
 - 日行連からの各機関への協力願い文書配布
 - 長崎県行政書士会からの協力願い文書配布
 - 電子申請化に伴う業務負担の支援に関する提案
 - 非行政書士排除のお願い
 - 日行連ポスター配布

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日 ◆

令和5年度 行政書士制度広報月間 PR 活動報告書(広報関係)

I. 電話無料相談

| 実施概要 | 日時 | 場所 | 告知方法・実施内容 | 回答スタッフ(人数) |
|------|---------------------|------------|-----------|------------|
| | 毎週水曜日 10:00~15:00 | 長崎支部事務所 | 電話1台 | 4名 |
| | 10/1(日) 10:00~16:00 | 五島支部各会員事務所 | 電話1台 | 22名 |
| | 10/7(土) 10:00~16:00 | 大村東彼支部支部所 | 電話1台 | 1名 |
| 問題点等 | | | | |
| 特になし | | | | |

II. 対面無料相談

| 実施概要 | 日時 | 場所 | 告知方法・実施内容 | 備考(対応者数など) |
|------|----------------------|--------------------|------------|------------|
| | 10/2(月)~10/6(金) | 壱岐支部会員各事務所 | 広報誌等 | 対応者:4名 |
| | 10/2(月)~10/10(火) | 北松支部各会員事務所 | 広報誌等 | 対応者:21名 |
| | 10/7(土) 10:00~12:30 | 諫早市中央公民館等 | 広報誌等 | |
| | 10/22(日) 10:00~15:00 | 佐世保市広田地区コミュニティセンター | 広報誌等 | |
| | 10/22(日) 10:00~15:00 | 上五島 石油備蓄記念会館 | 広報誌等 | |
| | 10/22(日) 13:00~16:00 | 長崎北公民館 | ホームページ等 | 対応者:5名程度 |
| | 10/27(金) 13:00~16:00 | 島原支部相談員派遣 各所 | 島原市ホームページ等 | |
| 10月中 | 対馬支部会員各事務所 | 広報誌等 | 対応者:9名 | |

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

| | 権利義務・事実証明 | | | | | | | | 許認可関係 | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|------|--------|--------|-------|------|------|-----|-------|-------|------|------|------|-------|------|------|--------|-----|----|
| | 遺言・相続 | 各種契約 | 明・記帳会計 | 定款・内容証 | 不動産関係 | 戸籍関係 | 知的財産 | その他 | 合計 | 建設・風営 | 法人設立 | 土地開発 | 農地転用 | 自動車関係 | 入管関係 | 代理業務 | 行政不服申立 | その他 | 合計 |
| 電話相談 | 10 | | | | | | | | 10 | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 対面相談 | 25 | | | | 5 | | | 1 | 31 | | | | 5 | | | | | 3 | 8 |
| その他の相談事例 | 労働関係、成年後見など | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

IV. 広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

| 無料相談・グッズ関係 | | | | | | | | その他の事例 |
|----------------|-----------|------------------|--|-------------------------|-----|---------|---------|--------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 電話無料相談会場数 | | | | | | | | |
| 対面無料相談会場数 | | | 4 | | 20 | | | |
| ポスター（日行連作製）配布数 | 50 | 250 | 90 | | 410 | | | |
| チラシ配布数 | | | | | | | | |
| その他のPRグッズ配布数 | | | | | | | | |
| 媒体活用関係 | 媒体 | | 件数 | 活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例 | | | 経費 | |
| | 自治体広報誌 | | | | | | | |
| | 新聞 | 広告 | 1 | 長崎新聞 テレビ欄下 | | | 330,000 | |
| | | 報道 | | | | | | |
| | テレビ | 広告 | | | | | | |
| | | 報道 | | | | | | |
| | ラジオ | 広告 | | | | | | |
| | | 報道 | | | | | | |
| その他の配布物（種類・部数） | | 大村市コミュニティ誌「マンボウ」 | | | | 0 | | |
| 経費の合計 | | | | | | 330,000 | | |
| その他の広報活動 | 社会貢献 | ADR | なし | | | | | |
| | | 成年後見 | なし | | | | | |
| | その他のイベント等 | | 県知事等、関係行政機関の長や担当課長を訪問し、行政書士の活用についてPRを実施した。 | | | | | |

【総評（良かった点、悪かった点、工夫した点等）・今後の課題】

- 今回は、県内の配布数一位である長崎新聞において、広報を実施した。相応の費用がかかったが、テレビ欄下の広告を採用したため、PR効果は高かったものと推察する。
- 関係行政機関への訪問においては、現県知事と現長崎市長と初めて面会し、行政書士活用のPRと諸問題の建設的な協議を行うことができた。
- メディアを活用した広告をもっと行いたいところだが、予算も問題があり、限定的な実施となっている。

◆ 行政書士制度広報月間・行政書士記念日 ◆

長崎新聞に当会の広告を出稿しました

令和5年の10月行政書士広報月間及び令和6年の2月行政書士記念日に下記広告を実施いたしました。行政書士制度の認知向上により、県民への周知普及と会員の業務拡大を図るべく今後も対外的な広報活動に力を入れたいと考えております。

■ 掲載日時、媒体、内容

● 新聞

○ 長崎新聞

- ① 令和5年9月27日 10月広報月間広告
- ② 令和6年2月9日 2月行政書士記念日広告（とととって motto）
- ③ 令和5年9月から令和6年8月まで SDGs 折込内のキャンペーン協賛者名掲載

■ 発行部数、掲載回数

- ① 16万2千部
- ② 17万3千部 + 1万1千部（長崎市内幼稚園、保育園配布）（1回）
- ③ 同（毎月2回。1年間）

■ ターゲット

- ① 40代 15.7% 50代 20.6% 60代 28.5% 70代 22.7%
- ② 20～40代女性（グルメ、ファッション、不動産情報メイン）
長崎市内幼稚園、長崎市内保育園

● 県会 HP

○ 令和5年度行政書士制度 PR 動画

令和5年8月1日～令和6年7月31日

毎年10月は「行政書士広報月間」です。

日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月1日から31日を「行政書士広報月間」と定め、行政書士制度の普及浸透を目的として全国一斉に広報、宣伝活動を行います。長崎県行政書士会におきましても、一斉電話相談をはじめ、無料相談会、自治体等にチラシの配布を行っています。

10月広報月間の新しい動きを案内

行政書士の仕事
行政書士会を探す
無料相談のご案内
よくある質問
お問い合わせ
会員専用ページ
会費「コスモス」

行政書士の仕事
行政書士会を探す
無料相談のご案内
よくある質問
お問い合わせ
会員専用ページ
会費「コスモス」

行政書士は、県民と行政のハブ役を担います
2月22日(猫の日)は行政書士記念日!

1951(昭和26)年2月22日に行政書士法が公布されたことにならみ、2月22日を「行政書士記念日」と定め、行政書士制度の普及を図っています。行政書士は各種許可、認可、遺言相続、成年後見、各種契約書、記帳代行、経営支援、補助金等の書類作成・手続代行・相談に応じます。長崎県行政書士会では、各支店でイベントや相談会等を開催しています。詳細は問い合わせ、または下記QRコードからご確認ください。

長崎県行政書士会
〒850-0222 長崎市馬町48番1号 長崎県行政書士会 長崎県行政書士会
TEL.095-826-5452 FAX.095-826-2182

行政書士の相談内容

- 自動車登録
- 土地活用
- 日本国籍取得
- 外国人雇用関係
- 外国人労働者
- 新築申請
- 知財権取得の促進
- 電子申請・電子調達
- 遺言・相続
- 契約書
- 内務証明

行政書士の仕事
行政書士会を探す
無料相談のご案内
よくある質問
お問い合わせ
会員専用ページ
会費「コスモス」

行政書士は、県民と行政のハブ役を担います
2月22日(猫の日)は行政書士記念日!

1951(昭和26)年2月22日に行政書士法が公布されたことにならみ、2月22日を「行政書士記念日」と定め、行政書士制度の普及を図っています。行政書士は各種許可、認可、遺言相続、成年後見、各種契約書、記帳代行、経営支援、補助金等の書類作成・手続代行・相談に応じます。長崎県行政書士会では、各支店でイベントや相談会等を開催しています。詳細は問い合わせ、または下記QRコードからご確認ください。

長崎県行政書士会
〒850-0222 長崎市馬町48番1号 長崎県行政書士会 長崎県行政書士会
TEL.095-826-5452 FAX.095-826-2182

理事会・支部長会の動き

令和5年度第1回理事会・支部長会

日時：令和5年4月28日 場所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■支部長会 協議事項：①各支部からの意見・要望等について
②その他

■理事会 協議事項：第1号議案 令和5年度総会承認事項について
第2号議案 日行連総会出席代議員の選出について
第3号議案 慶弔災害見舞金規則改定について
第4号議案 その他



令和5年度第2回理事会・支部長会

日時：令和5年6月22日 場所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■支部長会 協議事項：①各支部からの意見・要望等について ②その他

■理事会 協議事項：第1号議案 各部・委員会構成案について
第2号議案 令和5年度の具体的事業計画案について
第3号議案 その他

令和5年度第3回理事会・支部長会

日時：令和5年12月15日 場所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■支部長会 協議事項：①各支部からの意見・要望等について
②その他

■理事会 議決事項：第1号議案 公益社団法人コスモス成年後見
サポートセンター協定書締結について
第2号議案 事務局職員職務体制について
協議事項：第1号議案 上期における各部・各委員会の事業報告について
第2号議案 中間監査報告及び予算執行状況について
第3号議案 下期における各部・各委員会の事業計画について
第4号議案 次年度総会への対応について
第5号議案 その他
報告事項：1 九地協会長会について 2 その他



令和5年度第4回理事会・支部長会

日時：令和6年2月9日 場所：長崎県市町村会館4階第1会議室

■支部長会 協議事項：①各支部からの意見・要望等について
②その他

■理事会 協議事項：第1号議案 職員就業規則改正について
第2号議案 来期の各部・各委員会の事業計画及び予算案の概算策定について
第3号議案 次年度総会への対応について
第4号議案 長崎県業務窓口での出頭者本人確認に関する協議状況について
第5号議案 その他 令和6年能登半島地震支援金支出について
報告事項：1 九地協会長会について 2 その他



ちょっと
一息

スナップショット

「道の駅 夕陽が丘そとめ」「遠藤周作文学館」編



■雄大な角力灘が一望できる夕陽スポット「道の駅 夕陽が丘そとめ」

長崎市北部に位置する市内で唯一の道の駅。車を停めて角力灘（すもうなだ）に浮かぶ島々や、近傍には世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」があり、出津文化村の素晴らしい風景を満喫できます。ここからの夕陽の眺めは長崎屈指の美しさといわれるほど。晴れた日には五島列島を遠望することもできます。道の駅の物産販売所では地域の農林水産物、ド・ロ様そうめんなどの特産品、工芸品を販売しています。レストランでは地元産品を食材とした田舎料理を味わうことができます。

■遠藤周作文学館

戦後から平成にかけて活躍した小説家、遠藤周作(1923-1996)。その遠藤文学の原点とされる小説『沈黙』の舞台となった外海。館内には遠藤周作の生前の愛用品、遺品、生原稿、蔵書などが展示されており、彼の生涯や足跡を紹介しています。昨年、生誕100年を記念し、遠藤周作の文学と生涯を、代表的な純文学作品「沈黙」「死海のほとり」「侍」「スキュンダル」「深い河」を中心に辿り、現在まで続く遠藤文学の広がりを紹介するほか、「劇団樹座」「宇宙棋院」などのユニークな活動も紹介する特別企画展も開催しています。

遠藤周作は、小説を書く前から長崎を何度も取材で訪れ、後にこの地を「神様が僕のためにとっておいてくれた場所」と評しています。生前には小説の風景を思い起こす小高い丘に「沈黙の碑」が建立されました。この碑は海を見下ろす高台にあり、青い海とともに遠藤周作文学館を望むことができます。

なんでも経審Plus は、

JCIP 対応

(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)

許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ▶ JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ▶ JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ▶ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。



導入・操作が
イメージしやすい

「かんたんスタートガイド」公開中!!



経営状況分析は“信頼と実績”の

登録経営状況分析機関 **登録番号 1**

詳しい情報は <http://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC なんでも経審Plus** 検索

CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター 九州事務所

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅前東3丁目14番18号 福岡建設会館6階

【お問い合わせ】 TEL 092-483-2841 FAX 092-483-2846

当財団は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関するISO規格 (27001) の認証を取得しています。

<http://www.ciic.or.jp>



Pickup!

支部活動

長崎支部

10月市民公開講座

- 日 時：令和5年10月22日（日） 13時30分～15時30分
- 場 所：チトセピア3階 長崎市北公民館
- 参加者：7名
- テーマ：「遺言相続成年後見「エア寸劇」+相談会」
- 内 容：昨年に引き続き、長崎支部とコスモス成年後見サポートセンター長崎支部との共催となりました。第1部の「エア寸劇」では①法定後見編②任意後見編③相続編と3構成からなり、それぞれ登場人物に扮した会員がナレーションに併せたコミカルな無声寸劇で、楽しんで後見や相続を学んで頂ける内容となりました。劇中、耳慣れない単語や、難しい言葉を噛み砕いて演技する会員の熱演に参加者の方々が熱心に聞き入っているのが印象的でした。寸劇の終了後は引き続き無料相談会を実施し、参加者全員が会員に相談していました。本番3時間前に集合する参加者も散見するなど、遺言相続全般の関心の高さが伺えました。



諫早支部

冬季研修会

- 日 時：令和5年12月8日（金） 16時30分～17時30分
- 場 所：諫早市高城会館
- 参加者：16名
- テーマ：「コスモスながさきの活動紹介と成年後見制度について」
- 講 師：コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部 支部長 梅枝 眞一郎 先生
- 内 容：成年後見制度の基礎的な解説から始まり、制度の実際の運用について、実務に携わっておられる講師ならではの貴重な情報をお話して頂きました。また、その実情に則して、コスモスがどのように活動をしているかを紹介して頂きました。今後、需要の増加が予想される分野において、行政書士として果たすべき役割を考える貴重な機会となりました。



Pickup! 支部活動

大村東彼支部

大村東彼支部研修会を開催して

- 開催日 令和5年12月8日（金）
- 会場 ミライ on 図書館 研修室
- 出席者 来賓：山脇正隆会長
支部会員：22名 他支部会員：7名

大村東彼支部では、令和5年12月8日にミライ on 図書館において、来賓に山脇会長をお招きし研修会を開催しました。今回は、当支部支部長の「支部研修会は支部会員の手で作りたい」という方針に基づき、平野旅人会員及び三浦誠明会員に講師としてご登壇いただきました。

第一部 講師：平野旅人会員（司法書士兼業）

テーマ：「相続・遺言業務について」

近年の法改正を踏まえ「自筆証書遺言書保管制度」や「相続登記義務化」についてご講話いただきました。自筆証書遺言については、要件・検認手続き・保管制度の利用方法などについて具体的に解説していただきました。相続登記義務化については、制度の概要を司法書士の観点からも詳細にご説明いただきました。



平野旅人会員

第二部 講師：三浦誠明会員（税理士兼業）

テーマ：「相続税について」

税理士でもある三浦会員から遺言内容と課税関係・相続時精算課税に関する税制改正について詳細に解説していただきました。税理士の視点からの説明で、とても理解を深めることが出来ました。



三浦誠明会員

今回の研修会は近年の法改正という分野であり、参加会員も関心が高く、最後の質疑応答では活発な質問や意見交換がなされ、大変有意義な時間となりました。



❁ 新入会員のご挨拶



大村・東彼支部 **上 田 貴 志** 令和5年6月1日入会

「厳しい世界でした」

なんとかなるだろう、そう思っていました。

令和5年12月13日、いまから1カ月ほど前に行政書士事務所を開設しましたが、これまで仕事の依頼が1件もないんです。諸先生方に「始めはどうでした？」と尋ねると、大半の方が最初の数年間は苦労したとのこと。それを乗り越えて今があること、大変だっただろうと思います。ですが、私は数年かけていられない状態にあるのです。年の割にまだ小学3年生がいて、これからも学費・食費などを捻出しなければいけない状態です。

「この世界に入る前にちゃんと調べないお前が悪い」という意見もあると思いますが、もう後戻りはできません。

まだ、広報や挨拶回りが足りないのもっと増やしていきたいと思っています。少しでも早く行政書士でご飯が食べられるようになりたいです。皆様方には、仕事を増やすための御指導など、何卒お力添えを頂きたく存じます。

1月1日に予想もしない災害が起きました。被災された方々及び地域の一刻も早い復興をお祈りいたします。
(うえだたかし行政書士事務所)



対馬支部 **岡 崎 美乃里** 令和5年6月15日入会

この度、長崎県行政書士会に入会させていただきました岡崎美乃里と申します。

入会当初より、会長をはじめ諸先輩の方々、長崎県行政書士会の職員の皆様には、ご丁寧にご対応いただき心より感謝申し上げます。

未曾有の災禍を経ての今、デジタル化が加速し、新たな交流やビジネスの形が生まれた中で、常に自分ができることは何かを意識しながら、時代に沿った形でのお手伝いができればと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



諫早支部 **塚 副 宏 輝** 令和5年11月15日入会

長崎県行政書士会入会にあたって

この度は、長崎県行政書士会にお加えいただきありがとうございます。

私は、約10年前、「株式会社ホームサポートながさき」を設立し、新築アパート建設や中古戸建購入などによる、賃貸住宅・管理業を営んでまいりました。

ただ、最近は、自社での活用が難しい不動産物件の相談も増えており、買取以外に斡旋仲介もできるよう、昨年からは不動産仲介業にも参画いたしました。

さらに、斡旋仲介となると、農地転用など代理人の立場での行政手続きも必要となることから、行政書士の業務も加えることといたしました。

今後は、関連する相続などでも相談に乗れるよう、皆様のご指導を賜りながら幅広く知識を深め、依頼人の役に立つよう努力したいと考えております。



諫早支部 富永 健之介 令和5年7月15日入会

令和5年7月15日付けで長崎県行政書士会に入会させていただきました諫早支部の富永健之介と申します。

開業にあたって、兼業しております土地家屋調査士業も含め、依頼者様や関係者様のお役に立てるように努力を続けること。先輩方が築かれた行政書士への信頼に傷をつけないよう誠実な行動を心掛けること。これまで支えていただいた方々への感謝の気持ちを忘れないこと。これらを大切にしながら業務に取り組んでいきたいと思ひます。

最後に、未熟者ではありますが努力いたしますので、諸先輩方におかれましては、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。



佐世保支部 道園 治久 令和5年12月1日入会

新規入会ご挨拶

私は、平成元年4月長崎県警察官を拝命し、令和5年3月に定年を待たず58歳で退職しました。

昔から「自分でなにかやりたい」という漠然とした思ひを抱いていましたが、他界した父母・義父母それぞれが介護認定を受け介護職の方にお世話になったのを見て介護関係の事業をやろうと決め、行政書士の業務が高齢者の方の日々の生活や終活にも大きくかかわっているのを知り、高齢者の方へのトータルサポートをするため、福祉タクシーと行政書士を開業することとしました。

ご指導よろしくお願ひします。



長崎支部 本村 祐一 令和5年4月2日入会

長崎県行政書士会 御中

私は、長らく不動産業を行っております。その中で、相続や離婚の相談やトラブルなどに遭遇して参りました。都度、弁護士や司法書士、行政書士など各専門家の先生方に協力を仰ぎ業務を進めておりましたが、私自身でもっとできることがあるのではないかと思ひ、約10年前に資格試験合格をしていましたので、入会することとしました。開業後は、早速、不動産売却を依頼されたお客様を中心に、遺産分割協議書や遺言書作成サポート、農地転用など、不動産売買に関連する業務を行っております。今後は、更に勉強に励みながら自らの能力向上に努め、相続、遺言、農地転用などを中心に、高齢者のお客様も多い為、任意後見業務なども始めていこうと思っております。不明な点等があった際は行政書士会を始め、先輩の先生方から丁寧にご教授いただいておりますので大変心強く思っております。不動産業との兼業ではありますが、行政書士としての専門性を高め、依頼者の権利利益の実現の一役を担うことができるよう日々精進して参る所存です。



佐世保支部 **山口 健治** 令和5年9月1日入会

皆様、初めまして。山口健治と申します。このたび、令和5年9月1日に行政書士会に入会させていただきました。

私は、行政書士としての活動を通じて、主に相続・遺言の民事法務を中心に事務所サービスを提供していく予定です。

皆様との交流や知識の共有を通して、行政書士としてのスキル向上を図り、同じ志を持つ皆様との絆を深めていきたいと考えています。諸先輩方には、今後とも末永いご指導を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。



諫早支部 **山下 緑** 令和5年7月1日入会

長崎県行政書士会への入会あいさつ

昨年7月1日付けをもって皆様のお仲間に加えさせていただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介をします。

出身地は五島市です。小学校まで玉之浦町島山島という電気も水道もないところで育ちました。その後、福江市に引っ越し、高校卒業後は国家公務員として就職し平成30年3月、定年退職しました。

ほとんどの同僚が再任用職員として職場に残る中、公務員以外の仕事も経験してみたいとの思いから、退職までの職場で培った業務経験を活かしつつ、社会と直接に接することができる職業として、司法書士を選択しました。

そして、行政書士ならば、もっと社会との関わりができると思い、行政書士会への入会を決意しました。既に、会員の皆様には、お尋ねやお願いごとでお世話になっているところです。

会員の皆様方のご指導の下、行政書士としての職責・使命を果たして参りたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

令和5年2月1日～令和6年1月31日

◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

| 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 事務所の名称 | 入会年月日 |
|---------|-------|---------|-------------------|------------|
| 長崎支部 | 本村 祐一 | 長崎 市 | 行政書士本村法務事務所 | 令和5年4月2日 |
| 大村・東彼支部 | 田口 一信 | 東 彼 杵 郡 | 東彼中央行政書士事務所 | 令和5年4月15日 |
| 長崎支部 | 吉田 剛 | 長崎 市 | クリア行政書士事務所 | 令和5年5月1日 |
| 佐世保支部 | 田尻 武士 | 佐世保 市 | 行政書士田尻武士事務所 | 令和5年5月1日 |
| 佐世保支部 | 佐藤 実 | 佐世保 市 | 行政書士佐藤実事務所 | 令和5年5月1日 |
| 佐世保支部 | 中山 愛 | 佐世保 市 | 行政書士 AN サポート法務事務所 | 令和5年5月15日 |
| 大村・東彼支部 | 上田 貴志 | 大 村 市 | うえだたかし行政書士事務所 | 令和5年6月1日 |
| 対馬支部 | 岡崎美乃里 | 対 馬 市 | みのり行政書士事務所 | 令和5年6月15日 |
| 佐世保支部 | 壁谷 順之 | 佐世保 市 | 行政書士壁谷順之事務所 | 令和5年6月15日 |
| 諫早支部 | 山下 緑 | 諫 早 市 | 行政書士山下緑事務所 | 令和5年7月1日 |
| 島原支部 | 竹市 通昭 | 雲 仙 市 | 行政書士竹市事務所 | 令和5年7月15日 |
| 諫早支部 | 富永健之介 | 諫 早 市 | 富永行政書士事務所 | 令和5年7月15日 |
| 佐世保支部 | 山口 健治 | 佐世保 市 | 行政書士山口健治事務所 | 令和5年9月1日 |
| 長崎支部 | 一瀬 昌徳 | 長崎 市 | 一瀬行政書士事務所 | 令和5年11月1日 |
| 諫早支部 | 塚副 宏輝 | 諫 早 市 | 塚副行政書士事務所 | 令和5年11月15日 |
| 佐世保支部 | 道園 治久 | 佐世保 市 | 行政書士道園治久 | 令和5年12月1日 |
| 長崎支部 | 宮田 幸一 | 長崎 市 | 伍縁行政書士事務所 | 令和5年12月1日 |
| 佐世保支部 | 南里 茂 | 佐世保 市 | 南里茂行政書士事務所 | 令和6年1月1日 |
| 壱岐支部 | 竹内 真治 | 壱 岐 市 | 行政書士竹内事務所 | 令和6年1月15日 |

◇新入会員（法人）◇ 下記の方が入会されました。

| 所属支部 | 氏名 | 事務所所在地 | 事務所の名称 | 入会年月日 |
|-------|-------|--------|----------------|------------|
| 佐世保支部 | 井手 誠博 | 佐世保 市 | 行政書士法人井手法務事務所 | 令和5年11月15日 |
| 北松支部 | 梶屋 可恵 | 平 戸 市 | 行政書士法人 AZ 平戸本社 | 令和5年12月15日 |

◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

| 所属支部 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|---------|-------|---------|---------------|
| 長崎支部 | 座間 義人 | 長崎市樺島町 | 令和5年3月9日 退会 |
| 北松支部 | 石山 五一 | 平戸市生月町 | 令和5年3月31日 退会 |
| 佐世保支部 | 迫田 六郎 | 佐世保市日宇町 | 令和5年4月17日 退会 |
| 長崎支部 | 加古 東樹 | 長崎市三景台町 | 令和5年6月26日 退会 |
| 佐世保支部 | 松尾聰一郎 | 佐世保市城山町 | 令和5年6月26日 退会 |
| 島原支部 | 入江 達人 | 南島原市深江町 | 令和5年7月31日 退会 |
| 北松支部 | 船原 幸助 | 北松浦郡佐々町 | 令和5年9月6日 退会 |
| 長崎支部 | 一瀬 一徳 | 長崎市魚の町 | 令和5年9月15日 退会 |
| 長崎支部 | 羽野 匠司 | 長崎市恵美須町 | 令和5年9月26日 退会 |
| 大村・東彼支部 | 満島 貫二 | 大村市乾馬場町 | 令和5年9月30日 退会 |
| 壱岐支部 | 播磨寿里華 | 壱岐市芦辺町 | 令和5年9月30日 退会 |
| 長崎支部 | 濱口 俊幸 | 長崎市小江原 | 令和5年11月30日 退会 |
| 五島支部 | 生田 清雄 | 五島市富江町 | 令和5年12月1日 退会 |
| 大村・東彼支部 | 一楽 正弘 | 大村市福重町 | 令和5年12月4日 退会 |
| 長崎支部 | 柘植 涼太 | 長崎市小江町 | 令和5年12月25日 退会 |
| 諫早支部 | 端倉敬次郎 | 諫早市永昌町 | 令和5年12月25日 退会 |
| 佐世保支部 | 宮崎 吉男 | 佐世保市宇久町 | 令和5年12月27日 退会 |
| 大村・東彼支部 | 三浦 正司 | 大村市鬼橋町 | 令和5年12月31日 退会 |
| 長崎支部 | 渥美 輝夫 | 長崎市西山台 | 令和5年12月31日 退会 |
| 大村・東彼支部 | 氏福 治久 | 大村市乾馬場町 | 令和6年1月31日 退会 |

◇変 更◇ 次の内容が変更になっています。

令和5年2月1日～令和6年1月31日 現在

| 支部名 | 氏 名 | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|--------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 長崎支部 | 山口 将俊 | TEL | 080-5467-8414 | 095-873-1390 |
| 長崎支部 | 谷 晋輔 | 所在地 | 長崎市金谷町4-21-202 | 長崎市魚の町7-21-503 |
| 長崎支部 | 松山 純一 | TEL | 095-893-8097 | 095-826-3281 |
| 長崎支部 | 本村 祐一 | TEL | 080-5209-3850 | 050-8887-4801 |
| 長崎支部 | 森 伸男 | 事務所名 TEL | パークタウンたちばな行政書士事務所 095-837-8602 | たちばな行政書士事務所 090-5285-9095 |
| 長崎支部 | 三宅祐一郎 | 所在地 | 長崎市樺島町9-3-202 | 長崎市宝町3-1-203 |
| 長崎支部 | 佐竹 晃介 | 所在地 TEL 所属支部 | 佐世保市沖新町5-1 0956-56-3466 佐世保支部 | 長崎市中里町1590-3 095-801-5231 長崎支部 |
| 佐世保支部 | 田尻 武士 | 所在地 TEL | 佐世保市原分町1157-4 0956-59-9239 | 佐世保市沖新町5-1 0956-56-3466 |
| 長崎支部 | 香椎 晃 | 所在地 TEL | 長崎市中里町1590-3 095-801-5231 | 長崎市滑石2-31-3 095-856-7114 |
| 長崎支部 | 山口 克彦 | 所在地 | 長崎市賑町1-4 | 長崎市籠町5-24 |

◇変更◇ 次の内容が変更になっています。

| 支部名 | 氏名 | 変更箇所 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 北松支部 | 松永千登勢 | 所在地 TEL | 松浦市志佐町栢木免270-1 0956-76-9141 | 松浦市志佐町浦免1508-2-103 0956-59-5398 |
| 佐世保支部 | 川村 明渡 | 所在地 TEL | 佐世保市高梨町15-17 0956-24-2398 | 佐世保市須佐町2-41 0956-55-4881 |
| 佐世保支部 | 鶴田雄一郎 | TEL | 0120-96-6718 | 0956-80-5233 |
| 北松支部 | 野口 末裕 | 所在地 TEL | 平戸市築地町510-1-2F 0950-23-8507 | 北松浦郡佐々町羽須和免957-1 0956-37-9890 |

令和5年2月1日～令和6年1月31日 現在

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

| 所属支部 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|-------|---------|----------|----------------|
| 佐世保支部 | 村田 純一 様 | 佐世保市城山町 | 令和5年11月24日 ご逝去 |
| 長崎支部 | 岩崎 勉 様 | 長崎市西海町 | 令和5年12月26日 ご逝去 |
| 島原支部 | 草野 克巳 様 | 島原市城内2丁目 | 令和6年1月1日 ご逝去 |
| 対馬支部 | 中村 雅彦 様 | 下県郡巖原町 | 令和6年1月26日 ご逝去 |

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!

◇ 事務局からのお知らせとお願い ◇

◆ メールアドレスを変更された場合は事務局へ変更届出をご提出下さい！

本会事務局より随時メールにてお知らせを配信させて頂いておりますが、容量一杯で受信できない方、またアドレスを変更されたまま事務局に届出がない（失念等）方がいます。

届出がありませんとメールが届きませんので、メールのアドレスが変わりましたらすぐに事務局に変更届出をご提出下さいますようお願いいたします。

変更届出の様式をお付けしますので必要な場合はコピーしてご利用下さい。

日行連受理印 単体会受理印

様式第17号（第17条関係）

行政書士変更登録申請書

日本行政書士会連合会
会 長 殿

令和 年 月 日

 登録番号 第 号
 登録年月日 昭・平・令 年 月 日
 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

 氏 名 職印

登録を受けた事項に下記のとおり変更が生じたので、行政書士法第6条の4の規定により変更の登録を申請します。

| 変更事項 | | 該 当 項 目 | | | |
|--------------------------|---------------|---------|--|---|----------------|
| <input type="checkbox"/> | 属 性 | 新 | <input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人 | | |
| | | 旧 | <input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人 | | |
| <input type="checkbox"/> | ふりがな 氏 名 | 新 | | 旧 | |
| | | | | | 旧姓使用の有無 有・無 |
| <input type="checkbox"/> | 本 籍 | 新 | | | |
| | | 旧 | | | |
| <input type="checkbox"/> | 住 所 | 新 | 〒() Tel(- -) | | |
| | | 旧 | 〒() Tel(- -) | | |
| <input type="checkbox"/> | 事務所の名称 | 新 | ※1 (法人番号:) | | |
| | | 旧 | (法人番号:) | | |
| <input type="checkbox"/> | 事務所の所在地 | 新 | 〒() Tel(- -) | | |
| | | 旧 | 〒() Tel(- -) | | |
| <input type="checkbox"/> | ※2 主たる事務所の所在地 | 新 | 〒() Tel(- -) | | |
| | | 旧 | 〒() Tel(- -) | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | 変 更 事 由 | | | |

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること
 ※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること
 注) 申請書は、所属行政書士会（所属行政書士会の変更を伴う事務所の変更の場合には、変更後に所属する行政書士会）を経由して提出すること

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

| | | | | | |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決裁 | 会 長 | 副会長 | 委員長 | 委 員 | |
| | | | | | |
| 点検 | 局 長 | 次 長 | 課 長 | 係 長 | 課 員 |
| | | | | | |

受付番号 ()

編集後記

元日に日本列島を襲った能登半島地震の発生から3ヶ月を経過しようとしています。

3月1日付の新聞では7万5千棟以上もの住宅被害があっており、真冬の寒さの中、断水、停電、道路被害等の生活基盤の懸命な復旧工事が続けられています。

この度被災されました方々へ衷心よりお見舞い申し上げます。今後の生活基盤の復興には人口減少による過疎化、高齢化を視野に入れた対策も必要になることと思われます。

現地の行政書士の先生方におかれましては、罹災、被災証明その他相談、申請手続き等の“行政書士力”を結集し、フットワークの軽さを活かした被災者支援を期待いたします。

ところで現在、企画広報部では経費節減及び全国的なペーパーレス化の潮流に乗り「会報誌コスモス」発行の電子化を進めております。今後は原則ダウンロードによる電子配布を目指しておりますが「FAX 会員」「冊子希望会員」そして各单位会、官公署等、対外的には今まで通り冊子で発送いたしますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、令和6年度第65回定時総会が5月25日（土）にアルカス SASEBO で開催いたします。コロナ禍も明けました。会員相互の交流も兼ねて可能な範囲でご出席頂きますようお願い申し上げます。

令和6年3月 堀川千里



第 189 号
令和6年3月31日発行

発行人 山脇 正隆
発行所 長崎県行政書士会
〒850-0022
長崎県長崎市馬町48-1
長崎県市町村会館馬町別館5階
電話：095-826-5452
FAX：095-828-2182
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】
企画広報部長 鶴田 隼人
企画広報副部長 諫山淳一郎
同 部 員 堀川 千里

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士連合会

行政書士の使命

ユキマサくんです！



行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供し、また、国民と行政をつなぐかけ橋としての職責を担っています。

規則により制定されている行政書士の徽章は、秋桜（コスモス）の花弁の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心をあらわしています。行政書士の徽章が意味するように、行政書士は社会の調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。



行政書士徽章
コスモス
調和と真心

